

北海道札幌月寒高等学校環境整備員募集案内

北海道札幌月寒高等学校環境整備員を、次のとおり募集します。

- 1 募集する職種、募集人員及び業務内容
別紙のとおり
- 2 受験資格のない者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方。
 - (3) 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方。
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。
- 3 必要な資格等
自力で通勤ができ、介助者なしに職務遂行が可能な者で次のいずれかに該当すること。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる判定書を持つ者
- 4 応募手続き及び募集期間
 - (1) 応募手続き
本人自筆による履歴書（市販のもの、写真貼付）、障害者手帳の写しまたは療育手帳等の写し、及び公共職業安定所の紹介状を北海道教育庁石狩教育局に提出すること。
 - (2) 応募期間
求人票公開日から令和5年2月21日（火）までの期間の午前9時から午後4時まで。
なお、郵送の場合も、令和5年2月21日（火）午後4時必着とします。
 - (3) 応募先
〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局 道立学校運営支援室
電話 011-204-5870
- 5 試験方法
面接試験（応募者多数の場合は、事前に書類選考する場合があります。）
- 6 試験日時・会場
日 時 令和5年2月22日（水） 10時00分から
会 場 北海道札幌月寒高等学校
- 7 試験結果
令和5年2月27日（月）までに受験者全員に電話で通知します。
- 8 採用予定年月日及び採用後の待遇
 - (1) 採用予定年月日 令和5年4月1日
 - (2) 採用後の待遇 別紙のとおり

別 紙

- 1 職 名 環境整備員
- 2 募集人員 1 名
- 3 勤務場所 北海道札幌月寒高等学校
- 4 職務内容 校舎内外における環境整備に係る単純業務の中で、任用者の能力・障がいの種類や程度等を勘案し勤務校の校長が定める。
(予定する職務内容)
学校施設・財産管理・営繕
学校校舎内の清掃
敷地の除草、落ち葉処理
冬期間の重機を使用できない箇所の除雪作業
各種学校行事への労務の提供
その他北海道札幌月寒高等学校長が必要とする事項への労務の提供
- 5 任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
更新制度4回(最大5年)まであり。ただし原則、採用(更新)時に65歳未満であること。
※有期労働契約であり令和6年4月1日以降の雇用更新を保障するものではありません。
- 6 勤務時間 1週当たり30時間で次の時間で割振りする。
(4月1日～3月31日)
6時間勤務 7時00分から13時45分まで
(休憩時間 12時00分から12時45分)
※ 土日・国民の祝日に関する法律に規定する休日等(学校長が定める勤務日の振替有り)の学校閉庁日は勤務を要しないこととする。
- 7 給 与 1時間当たり 1,900円
及び、所定の算出方法により算定した通勤1回あたりの通勤費用相当額を通勤実績により支給します

支給日 月の初日から末日までとし、翌月の10日(その日が休日、土日に当たるときはその前日。ただし、特別の事由により、これにより難しい場合には、別に給与の支給日を定める)とする。
- 8 有給休暇 採用後引き続き2月を超えた場合に3日間、6月を超えた場合は通算10日の年休が与えられます。ただし、いずれの場合も全労働日の8割以上を勤務していることが条件です。
- 9 公務上の災害補償に関する事項
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

10 服務及び守秘義務

勤務校の常勤職員の例による。

11 懲戒等

勤務校の常勤職員の例による。

- (1) 本人の責めに帰すべき事由により解職する場合を除き、任用期間の中途においてその意に反して解職させる場合は、30日前以上に解職の予告をする。
- (2) 任用期間満了の場合は通告無く失職となる。ただし、任用期間中途において自己都合により退職又は死亡した場合は、その日をもって任用期間が終了する。

12 福祉及び利益の保護

不利益処分の審査請求は、行うことができない。
社会保険及び雇用保険を適用する。